

オイレスグループ 人権方針

オイレスグループは、「摩擦・摩耗・潤滑」というコア技術を極め、グローバルに展開し社会に貢献するという経営方針のもと、人々の暮らしに安全・安心、快適を与え、環境保全に対応した製品作りを追究し、社会に奉仕していきます。その中で、常に人権が尊重される社会の実現を目指し、人権尊重の責任を自ら果たしていきます。

企業責任

私たちの人権方針は、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働の基本原則および権利に関する宣言」および「国連グローバル・コンパクト 10 原則」をはじめとする国際規範に依拠しています。私たちは、人権尊重を推進していくことが社会に存在する企業としての大きな責任であり、個人の人権、個性が尊重される環境づくりに貢献することが企業に当然期待されるべきものと理解しています。この人権尊重の責任は、オイレスグループ全ての関係会社の役員と従業員に適用されるものであり、さらにサプライヤーを含め全てのビジネスパートナーに対し人権の尊重を求め、もし人権が侵害されるようなことがあれば適切に対処していきます。

責任の遂行

私たちは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の考え方に基づき、人権尊重の取組みを推進していきます。私たちは、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国籍またはその有無、財産、門地その他の地位および職種や雇用形態の違いまたはこれに類するいかなる事由によるあらゆる差別を禁止するとともに、責任ある労働慣行を目指します。私たちは、どのような形態の人身取引を含む奴隷労働や強制労働、児童労働も認めません。これらの取組みを確実にこなっていくために、人権デュー・ディリジェンス・プロセスを構築して、人権への負の影響を特定し、その防止または軽減に努めます。私たちの企業活動が直接的または間接的に関与して、人権に対する負の影響を引き起こした場合は、直ちに適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。事業活動をおこなうそれぞれの地域において、その国の国内法および規制を遵守します。また、国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求していきます。この基本方針が、グループ全ての会社における活動に取り込まれ実施されるよう、必要な教育、啓発に努めます。また、人権に対する潜在的および実際の影響に関する対応について、関連するステークホルダーと対話、協議をおこなっていきます。

2017年9月1日制定

2019年10月1日改定

代表取締役社長

飯田昌弥